

令和 7 年 5 月
福島県宮下土木事務所

お知らせ

一般県道小栗山宮下線の通行止解除について

金山町と三島町を跨いで通行止めとなっております一般県道小栗山宮下線の通行止め解除の予定について、お知らせいたします。

1 通行止解除の概要

区間：金山町沼沢地区から三島町宮下地区 L=約3.5 km

期間：(規制開始：令和3年7月6日～)

【解除予定】令和7年6月23日(月)10時



2 通行の留意点

令和4年9月に発生した崩落箇所における落石対策は、暫定的なものであり、**以下の場合には予め通行止めとします。**

【雨量が一定値を超えた時、警報発令時、地震時】

また、現地に落石検知センサーを設置します。**落石発生時には道路沿いに設置した赤色ランプを点灯させ、通行止めとします(看板でもその旨標示)。**

【赤色ランプ点灯時には、通行しないでください。】

引き続き、皆様の御理解御協力をお願い申し上げます。



本件の問い合わせは、

宮下土木事務所 業務課 0241-52-2311 まで